

農業委員会名簿

出席	役 職	氏 名	備 考
欠席	会 長	平 野 英 治	
出席	副 会 長 (職務代理者)	田 中 光 義	
出席	副 会 長	佐 野 哲 司	
出席	副 会 長	青 木 昌 司	
出席	委 員	横 井 清 美	
欠席	委 員	山 田 真 弘	
出席	委 員	鷺 野 則 美	
出席	委 員	中 野 正 広	
出席	委 員	日 榮 隆 広	
出席	委 員	加 藤 丈 晴	
出席	委 員	鈴 木 裕 美	
出席	委 員	加 賀 保	
出席	委 員	沖 由 雄	
出席	委 員	浅 井 佐智子	
欠席	委 員	大 橋 一 之	

事務局出席者

氏 名	氏 名
産業振興課長（事務局長）	清 水 直 樹
課長補佐（事務担当）	堀 田 真 二
主 事（事務担当）	植 松 佑 太

## 進行要領

発言者	内 容
<p>事務局長</p>	<p>1. 開催日時 令和7年7月22日（火） 午前8時59分から午前9時25分</p> <p>2. 開催場所 愛西市役所 北館3階 災害対策本部兼会議室</p> <p>3. 出席委員（12人）別紙のとおり</p> <p>4. 欠席委員（ 3人）別紙のとおり</p> <p>5. 議事日程</p> <p>日程第 1 議事録署名委員の指名</p> <p>日程第 2 議案第 17号 農地法第3条の規定による許可申請</p> <p>日程第 3 議案第 18号 農地法第4条の規定による許可申請</p> <p>日程第 4 議案第 19号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による当委員会への意見聴取について（一括方式）</p> <p>日程第 5 議案第 20号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による当委員会への意見聴取について（権利移転）</p> <p>日程第 6 決定第 1号 農地移動適正化あっせん事業の申出及びあっせん委員の指名について</p> <p>日程第 7 専決報告 1. 農地法第3条の3の規定による届出 2. 農地法第4条第1項第7号の規定による届出 3. 現況証明願</p> <p>日程第 8 報 告 1. 農地法第18条第6項の規定による通知</p> <p>6. 農業委員会事務局職員（ 3人）別紙のとおり</p> <p>7. 本委員会の書記は、課長補佐 堀田 真二 主事 植松 佑太 である。</p> <p>8. 会議の概要</p> <p>開会（午前8時59分）</p> <p>定刻となりましたので、只今より、令和7年7月定例農業委員会を始めさせていただきます。なお、本日会長が欠席でありまして、愛西市農業委員会規程第3条第3項において、副会長は、会長を補佐し、会長が欠けたとき、又は事故があるときは、その職務を代理するとありますので、田中副会長職務代理に議事の進行をお願いしたいと思います。</p> <p>副会長 さん宜しく申し上げます。</p>

副会長	<p>《副会長あいさつ》</p>														
副会長	<p>それでは、本日の出席者数は（15名中12名）で、定足数に達しておりますので、只今より7月定例農業委員会を開会します。</p> <p>審議に入ります前に、日程第1、本日の議事録署名者を私より指名致します。ご異議ありませんか。</p> <p>《異議なしの声》  それでは、  議席番号 12番 青木 昌司 委員  議席番号 14番 浅井 佐智子 委員</p> <p>を指名しますので宜しくお願いします。</p> <p>それでは只今より、議事日程に基づき議案審議に入らせていただきます。</p> <table border="0" data-bbox="379 992 1527 1518"> <tr> <td>議案第17号</td> <td>農地法第3条の規定による許可申請・・・・・・・・・・7件</td> </tr> <tr> <td>議案第18号</td> <td>農地法第4条の規定による許可申請・・・・・・・・・・2件</td> </tr> <tr> <td>議案第19号</td> <td>農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による当委員会への意見聴取について（一括方式）・・・・12件</td> </tr> <tr> <td>議案第20号</td> <td>農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による当委員会への意見聴取について（権利移転）・・・・1件</td> </tr> <tr> <td>決定第1号</td> <td>農地移動適正化あっせん事業の申出及びあっせん委員の指名について・・・・・・・・・・1件</td> </tr> <tr> <td>専決報告</td> <td>1. 農地法第3条の3の規定による届出・・・・・・・・10件 2. 農地法第4条第1項第7号の規定による届出・・・・1件 3. 現況証明願・・・・・・・・・・3件</td> </tr> <tr> <td>報告</td> <td>1. 農地法第18条第6項の規定による通知・・・・11件</td> </tr> </table>	議案第17号	農地法第3条の規定による許可申請・・・・・・・・・・7件	議案第18号	農地法第4条の規定による許可申請・・・・・・・・・・2件	議案第19号	農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による当委員会への意見聴取について（一括方式）・・・・12件	議案第20号	農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による当委員会への意見聴取について（権利移転）・・・・1件	決定第1号	農地移動適正化あっせん事業の申出及びあっせん委員の指名について・・・・・・・・・・1件	専決報告	1. 農地法第3条の3の規定による届出・・・・・・・・10件 2. 農地法第4条第1項第7号の規定による届出・・・・1件 3. 現況証明願・・・・・・・・・・3件	報告	1. 農地法第18条第6項の規定による通知・・・・11件
議案第17号	農地法第3条の規定による許可申請・・・・・・・・・・7件														
議案第18号	農地法第4条の規定による許可申請・・・・・・・・・・2件														
議案第19号	農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による当委員会への意見聴取について（一括方式）・・・・12件														
議案第20号	農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による当委員会への意見聴取について（権利移転）・・・・1件														
決定第1号	農地移動適正化あっせん事業の申出及びあっせん委員の指名について・・・・・・・・・・1件														
専決報告	1. 農地法第3条の3の規定による届出・・・・・・・・10件 2. 農地法第4条第1項第7号の規定による届出・・・・1件 3. 現況証明願・・・・・・・・・・3件														
報告	1. 農地法第18条第6項の規定による通知・・・・11件														
副会長	<p>それでは、議案第17号 農地法第3条の規定による許可申請7件について審議をお願いします。なお、議案番号6番については、総会規則第17条の「議事参与の制限」に該当します。まず、議案番号6番の審議をおこないます。関係委員は退席をお願いします。</p> <p>《関係委員 退席》</p> <p>それでは、事務局より説明をお願いします。</p>														

事務局	<p>《事務局説明》（6番の譲受人住所氏名・譲渡人住所氏名・申請地の所在・地目・面積、権利の内容、申請理由を朗読及び詳細説明）この案件につきましては農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件をすべて満たしていると思われれます。以上で説明を終わります。</p>
副会長	<p>只今、事務局より議案番号 6番 について説明させていただきました、何かご質問・ご意見ございますか。</p>
副会長	<p>（発言なし） 宜しいでしょうか。 それでは、議案第17号 農地法第3条の規定による許可申請6番について賛成の方は挙手をお願いします。</p>
副会長	<p>（全員挙手） 有り難うございました。全員賛成と言う事で、許可することに決定いたします。  それでは関係委員に入ってもらって下さい。  《関係委員 着席》  それでは、議案番号1番から5番及び7番について、審議をお願いします。事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>《事務局説明》（1番から5番及び7番の譲受人住所氏名・譲渡人住所氏名・申請地の所在・地目・面積、権利の内容、申請理由を朗読及び詳細説明）以上、6件につきましては、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件をすべて満たしていると思われれます。以上で説明を終わります。</p>
副会長	<p>只今、事務局より議案第17号について説明させていただきました、何かご質問・ご意見ございますか。</p>
副会長	<p>（発言なし） 宜しいでしょうか。 それでは、議案第17号 農地法第3条の規定による許可申請1番から5番及び7番について賛成の方は挙手をお願いします。</p>
副会長	<p>（全員挙手） 有り難うございました。全員賛成と言う事で、許可することに決定いたします。</p>
副会長	<p>続きまして、議案第18号 農地法第4条の規定による許可申請2件について審議をお願いします。</p>

事務局	<p>それでは、事務局より説明をお願いします。</p> <p>《事務局説明》（1番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明）申請者は申請地の隣接地に妻と2人で生活しています。昨年、同敷地内に娘夫婦の居宅を建築しました。現在、敷地の空スペースに私と娘夫婦の車3台を駐車していますが、停める場所が限られてしまい、出入りするたびに車を出し入れしなくてはならない状況です。そこで、駐車場を拡張し、生活しやすくするのが最善であると思ひ、今回の申請に至ったものであります。また、次女、宅配業者などの来訪に備えて、来客用の駐車場も同時に確保したいと思ひます。今般の申請にて駐車場を設置する計画です。</p> <p>（2番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明）申請者は愛西市小津町浦田面305番2に共同住宅を建築中ですが、共同住宅の駐車場として入居者分が8台分とガスボンベやアパート修理業者用の駐車場が1台分の計9台分を用意しましたが、現在入居者を募集したところ、共稼ぎ夫婦の入居者から2台分の駐車場を求められており、対応に苦慮しており、アパートの入居者の希望に沿うよう申請地に駐車場を設置することとしました。今般の申請にて駐車場を設置する計画です。</p> <p>以上、2件につきましては、農地法第4条第2項各号には該当しないため、許可要件をすべて満たしていると思われます。以上で説明を終わります。</p>
副会長	<p>只今、事務局より議案第18号 について説明させていただきました、何かご質問・ご意見ございますか。</p>
副会長	<p>（発言なし） 宜しいでしょうか。 それでは、議案第18号 農地法第4条の規定による許可申請2件について賛成の方は挙手をお願いします。</p>
副会長	<p>（全員挙手） 有り難うございました。全員賛成と言う事で、県へ進達することに決定いたします。</p>
副会長	<p>続きまして、議案第19号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による当委員会への意見聴取（一括方式）について12件の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>《事務局説明》（1番から12番の譲受人住所氏名、譲渡人住所氏名、申請地、面積、公告期間、作物名、権利の設定、新再設定を朗読及び説明） 申請番号1番から12番、全体筆数は37筆、面積は47,687㎡ です。</p>

	<p>愛知県農業振興基金が転貸人となっており、耕作人として、11名の方々が借り受けております。内容につきまして、作物は水稻、レンコン、蔬菜です。</p> <p>愛知県の認可・公告予定年月日は8月末ごろの予定で、契約開始年月日は令和7年9月1日となっております。権利の内容は賃貸借権、使用貸借権でございます。この事案につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各要件をすべて満たしていると思われます。以上で説明を終わります。</p>
副会長	<p>只今、事務局より議案第19号 について 簡略した内容ではございますが、説明させていただきました、何かご質問はございますか。</p>
副会長	<p>(発言なし)</p> <p>宜しいでしょうか。</p> <p>それでは議案第19号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による当委員会への意見聴取（一括方式） 12件について賛成の方は挙手をお願いします。</p>
副会長	<p>(全員挙手)</p> <p>有り難うございました。</p> <p>全員賛成ですので、市へ答申する事に決定させていただきます。</p>
副会長	<p>続きまして、議案第20号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による当委員会への意見聴取（権利移転）について 1件の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>《事務局説明》（1番の権利移転をする者、権利移転を受ける者の住所氏名・申請地の所在・地目・面積、権利、事由、期間を朗読及び詳細説明）以上、1件につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各要件をすべて満たしていると思われます。以上で説明を終わります。</p>
副会長	<p>只今、事務局より議案第20号 について説明させていただきました、何かご質問・ご意見ございますか。</p>
副会長	<p>(発言なし)</p> <p>宜しいでしょうか。</p> <p>それでは議案第20号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による当委員会への意見聴取（権利移転） 1件について賛成の方は挙手をお願いします。</p>
副会長	<p>(全員挙手)</p> <p>有り難うございました。全員賛成と言う事で、市へ答申することに決定いたします。</p>

副会長	<p>続きまして、決定第1号 農地移動適正化あっせん事業の申出及びあっせん委員の指名について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>《事務局説明》(1番の申出年月日、申出者住所氏名、申出地の所在、地目、面積、あっせん区分、農地区分、申出理由を朗読及び説明、あっせん委員2名の事務局(案)を報告)農地の集団化その他農地保有の合理化を図るため、農業委員会法第6条第2項及び農業振興地域の整備に関する法律第18条に基づき、農業委員会が農地の出し手及び受け手のあっせん申し出を受け、各農業委員会で定める「農地移動適正化あっせん基準」の要件を満たした受け手等へあっせんを行う事業です。</p> <p>農業委員会はあっせん候補者名簿に掲載された担い手に見込みがあるかを確認し、見込みがある場合にあっせん会を開催します。あっせん委員の農業委員さんにはあっせん会に立ち会っていただきます。その会で個人間の交渉がまとまれば、あっせん成立となります。</p> <p>今回あっせん希望があった農地は議案のとおりで、あっせん委員2名について、八開地区の農業委員さんをお願いするものです。</p> <p>(事務局案) 「5番=日榮 委員、13番=田中 委員」</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
副会長	<p>只今、事務局より決定第1号 農地移動適正化あっせん事業の申出 1件に関する説明及びあっせん委員の指名について報告がありました、何かご質問・ご意見ございますか。</p>
副会長	<p>(発言なし) 宜しいでしょうか。 それでは、事務局案のとおり、「5番=日榮 委員、13番=田中 委員」の2名を「あっせん委員」に指名させていただきますのでよろしくをお願いします。</p>
副会長	<p>続きまして、専決報告 3件 について事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>《事務局説明》 (専決報告 農地法第3条の3の規定による届出 1番から10番の申請者住所氏名、申請地・地目・面積、申請内容・権利・取得事由、斡旋希望の有無、を朗読説明)以上、10件の届出を受理いたしました。</p> <p>(専決報告 農地法第4条第1項第7号の規定による届出 1番の申請者住所氏名・申請地所在、地目、面積・目的・申請理由・受理通知交付年月日を朗読説明)</p>

	<p>以上、1件の届出を受理いたしました。</p> <p>(専決報告 現況証明願 1番から3番の申請者住所氏名・申請地所在、地目、面積・事由・備考を朗読説明) 以上、3件の届出を受理いたしました。</p>
副会長	<p>只今、専決報告 3件 についてご説明させていただきました、これについて何かご質問ございますか。</p>
副会長	<p>(発言なし)</p> <p>宜しいでしょうか。</p> <p>それでは質問もないようですので、専決報告については終了させていただきます。</p>
副会長	<p>続きまして、報告 1件 について事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>《事務局説明》</p> <p>(報告 農地法第18条第6項の規定による通知 1番から11番の申請者住所氏名・申請地所在、地目、面積、当初の目的、事由、備考を朗読説明) 以上11件、19筆の合意解約を受付いたしました。</p>
副会長	<p>只今、報告 1件 についてご説明させていただきました、これについて何かご質問ございますか。</p>
副会長	<p>(発言なし)</p> <p>宜しいでしょうか。</p> <p>それでは、質問もないようですので、報告については終了させていただきます。</p> <p>これをもちまして、7月定例農業委員会に付託された案件の審議を終了します。</p> <p>(終了 午前9時25分)</p>

上記のとおり会議の経過を記載して、相違ないことを証するため署名する。

令和7年7月22日

副 会 長  
(会長職務代理)

田 中 光 義

議事録署名者  
議席番号12番委員

青 木 昌 司

議事録署名者  
議席番号14番委員

浅 井 佐 智 子